



家畜衛生情報

北海道紋別市で採取した野鳥の糞便から 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）を検出！

令和2年10月24日（土）に北海道紋別市で採取した野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出されました。環境省は10月30日から採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

また、野鳥サーベイランスにおける全国に対応レベルが、「対応レベル2」に引き上げられました。

飼養衛生管理基準の遵守と異常家きんの早期発見・早期通報をお願いします。

【発生予防対策の重要ポイント】 ウイルスの侵入経路について今一度、点検・確認を！



下記の症状を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出を！

- 同一鶏舎で1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上の場合
(明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く)
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ（青紫色）、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合、又はまとまってうずくまっている場合

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232